中小企業季節資金融資

問い合わせ先：商業観光課 商業振興係　℡４０－２３１８（直通）

中 小 企 業 季 節 資 金 融 資 概 要

１．制 度 の 目 的

市内中小企業者の季節的資金需要期に運転資金の供給を円滑化し、中小企業の振興を図ることを目的とする。

２．融 資 の 対 象

市内に事業所を有する中小企業者とする。

３．資 金 の 預 託

予算の範囲内において、融資資金源を取扱金融機関に預託する。（協調倍率３倍）

４．融 資 の 条 件

融 資 額	一企業　５００万円以内（夏期、年末）
資金使途	運転資金
融資期間	６ヵ月以内
申込期間	夏期（６月１日から１０月３１日）、年末（１１月１日から３月３１日）
預託期間	６月１日から　３月３１日　　１０ヵ月間
預託利率	無利子
返済方法	一括・月賦
融資利率	金融機関と市長の協議により決定
保 証 人	金融機関の定めるところとする。
担　　保	金融機関の定めるところとする。
申込方法	直接取扱金融機関とする。

印　紙
200円

契　　約　　書

藤岡市（以下「甲」という。）は藤岡市中小企業季節（夏期、年末）資金融資規則（以下「規則」という。）に基づき、藤岡市財政資金を貸し付け、
（以下「乙」という。）がその借入れを行うに当り、甲と乙の間に次の契約をする。

第１条　甲は乙に対し、規則に基づく　　年度分預託金として　　年　　月　　日、
金　　円を貸し付け、乙はこれを借り受けるものとする。

第２条　甲の貸付期限は、　　年　　月　　日までとする。

２．　乙は、甲の都合により、貸付金の全部または一部について償還を求められても異存ないものとする。

第３条　甲の貸付金にかかる利子は無利子とする。

第４条　乙は、この借入れにかかる元金を、甲の発行する納付書により、指定された期日までに指定された場所に納付するものとする。なお、納付の際発生する費用（手数料）については、乙の負担とする。

第５条　本契約に伴って、乙は、甲の指定する証書等を甲に差し入れるものとする。

第６条　乙は、この資金の運用について、規則に基づいて発せられた甲の指示に基づいて、行わなければならないものとする。

第７条　乙は、この借入れについての一切の責任をもち、借入れ中に生じた損失については、理由の如何を問わず甲に弁償するものとする。

第８条　この契約に定められた事項について変更の必要が生じたときは、甲及び乙はその都度協議するものとする。

以上の契約の証として、本契約書２通を作成し、甲及び乙は各々その１通を保有する。

年　　月　　日

甲　　群馬県藤岡市中栗須３２７番地
藤岡市長　　印

乙
印

請　　求　　書

金　額									円

ただし 中小企業季節資金預託金

上記のとおり請求します。

年　　月　　日

住　　所

氏　　名

印

下記の預金口座へ振込んで下さい。

金　融	銀行		普通預金		請求書	
	金庫	支店	当座預金			
	組合	支所	別段預金			
機関名	農協		No.		番　号	

藤　岡　市　長　　様

年　　月　　日

（あて先）藤岡市長

所　　在　　地
金 融 機 関 名
（本店又は支店）
代　表　者　名　　印

年度　中小企業季節資金融資状況報告書

下記のとおり融資をしたので報告いたします。

記　　（千円）

住　　所	企　業　名	融資金額	融　　資 年　月　日	償 還 期 限	資　　金 使　　途
			・　・	・　・	
			・　・	・　・	
			・　・	・　・	
			・　・	・　・	
			・　・	・　・	
			・　・	・　・	
			・　・	・　・	
			・　・	・　・	
			・　・	・　・	
			・　・	・　・	
			・　・	・　・	
			・　・	・　・	
			・　・	・　・	
			・　・	・　・	
			・　・	・　・	
合　計　（　　）件		千円			

（注）資金使途については、材料費支払い、外注費支払い等できるだけ細かく記入すること。

年　　月　　日

様

藤岡市長

中小企業季節資金に係わる預託金の返還について

市制度融資につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
中小企業季節資金に係わる預託金を、下記のとおり返還下さいますよう通知いたします。

記

○　返 還 金 額　　金　　円
（預託額）

○　振 込 口 座　　金融機関　しののめ信用金庫 藤岡市役所出張所
種　　別　普通預金
口座番号　００１６８６
口座名義　藤岡市会計管理者

○　振 込 期 日　　年　３月３１日（　）　午前１０時まで（厳守）

※　払戻請求書と通帳は、後日持参しますのでよろしくお願いします